

令和6年度鹿児島市高齢者虐待防止研修会

高齢者養護者虐待における 地域包支援センターと 居宅介護支援事業所との連携について

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会 権利擁護委員会
社会福祉士 平田大介

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

国・地方公共団体の責務等(法第3条)

- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)	養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)
[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援 [都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言	[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施
<p>[スキーム]</p> <p>①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、面会制限) ③成年後見制度の首長申立</p>	<p>[スキーム]</p> <p>①事実確認※1 ②権限の適切な行使※2</p> <p>①権限の適切な行使※2 ②措置等の公表</p> <p><small>※1 高齢者虐待防止法24条を受け、老人福祉法又は介護保険法の立入検査等に基づく事実確認 ※2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等</small></p>

調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

●ポイント「高齢者」のとらえ方

高齢者虐待防止法第2条第1項

⇒「高齢者」を「65歳以上の者」と定義。

同法の附則2では、「高齢者以外の者であって、精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定。

⇒「高齢者」にあたらぬ者についても適切な対応が必要。

その他の根拠法

●介護保険法第115条の44項第4号⇒被保険者に対する虐待の防止等必要な援助

※介護保険法の被保険者は、65歳以上の者に限られてはいない。

●老人福祉法（措置の対象者）⇒原則65歳以上の者。

65歳未満の者であって特に必要があると認められる者も含まれる。

● 「養護者における高齢者虐待」の定義と類型

身体的虐待（第2条第4項第1号イ）

暴行、暴力、行動の制限、叩く、蹴る、つねる、縛るなど

介護・世話の放棄・放任（第2条第4項第1号ロ）

空腹状態のまま放置する、脱水状態にあるのに水分を与えない、劣悪な環境に放置など

心理的虐待（第2条第4項第1号ハ）

怒鳴る、ののしるなど

性的虐待（第2条第4項第1号ニ）

性的な行為を本人の合意なしに強要するなど

経済的虐待（第2条第4項第2号）

必要なお金を渡さない、本人のお金を勝手に使うなど

●ポイント「暴行」の考え方

暴行とは、人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が、人の身体に接触することは必要ではない。例えば、人に向かって、石を投げ又は棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する。

(東京高裁判決 昭和25年6月10日)

※身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができる。

● 通報について

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士、その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

(第7条第1項) 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険性が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

(第7条第2項) 前項に定める場合の他、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するように努めなければならない。

(第7条第3項) 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通知をすることを妨げるものではない。

(第8条) … (略) 通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって、当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

令和5年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要

従事者

養護者

件数

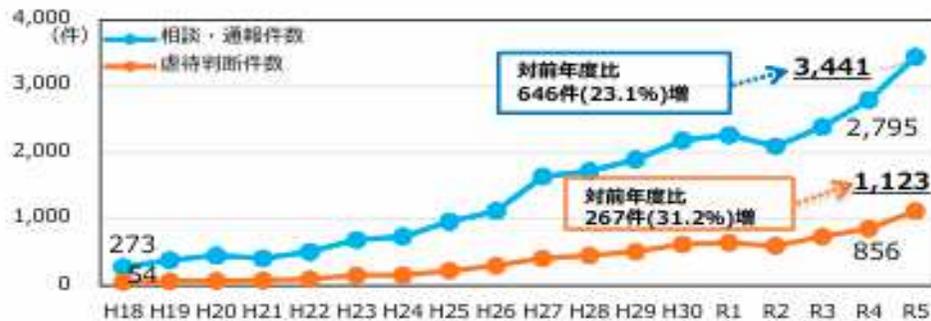
件数

- 平成19年度より毎年度、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、全国の市町村・都道府県で発生した高齢者に対する虐待への対応状況に関する調査を実施している。
- 本調査結果によると、
 - ・「**養介護施設従事者等**（※1）による虐待」は、**相談・通報件数が3,441件（対前年度比646件増）**、**虐待判断件数が1,123件（同比267件増）**であり、いずれも過去最多で3年連続増加。
 - ・「**養護者**（※2）による虐待」は、**相談・通報件数が40,386件（同比2,095件増）**、**虐待判断件数が17,100件（同比431件増）**であり、相談・通報件数は過去最多で11年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向となっている。

※1 介護サービスの業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
相談・通報者	当該施設職員（28.7%）、当該施設管理者等（16.7%）、家族・親族（15.2%）	警察（34.3%）、 介護支援専門相談員（24.8%） 、家族・親族（7.3%）
虐待の種別	身体的虐待（51.3%）、心理的虐待（24.3%）、介護等放棄（22.3%）、経済的虐待（18.2%）、性的虐待（2.7%）	身体的虐待（65.1%）、心理的虐待（38.3%）、介護等放棄（19.4%）、経済的虐待（15.9%）、性的虐待（0.4%）
虐待の発生要因	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 77.2% 職員のストレス・感情コントロール 67.9% 職員の倫理観・理念の欠如 66.8%	被虐待者の認知症の症状（56.6%）、虐待者側の介護疲れ・介護ストレス（54.8%）、虐待者側の理解力の不足や低下（47.7%）
虐待等による死亡事例	5件（5人）	27件（27人）
その他	（主な施設・事業所種別） 特別養護老人ホーム（31.3%）、有料老人ホーム（28.0%） 認知症対応型共同生活介護（13.9%）	（主な虐待者の続柄） 息子（38.7%）、夫（22.8%）、娘（18.9%）

出典:令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果、資料1及び資料2

● 都道府県別の通報件数

表 33 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数（令和5年度内）

北海道	1,111	東京都	4,755	滋賀県	694	香川県	195
青森県	462	神奈川県	3,310	京都府	1,436	愛媛県	335
岩手県	391	新潟県	1,369	大阪府	3,748	高知県	313
宮城県	1,022	富山県	369	兵庫県	2,053	福岡県	1,356
秋田県	216	石川県	469	奈良県	295	佐賀県	114
山形県	277	福井県	266	和歌山県	409	長崎県	329
福島県	542	山梨県	186	鳥取県	112	熊本県	514
茨城県	756	長野県	611	島根県	195	大分県	295
栃木県	402	岐阜県	413	岡山県	594	宮崎県	304
群馬県	314	静岡県	874	広島県	893	鹿児島県	570
埼玉県	1,952	愛知県	2,210	山口県	353	沖縄県	434
千葉県	2,006	三重県	381	徳島県	181	合計	40,386

● 通報者の内訳

表 34 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	10,607	2,512	1,767	1,252	593	2,327	3,209	621	2,165	14,682	3,064	51	42,850
割合(%)	24.8	5.9	4.1	2.9	1.4	5.4	7.5	1.4	5.1	34.3	7.2	0.1	100.0
(参考)	10,187	2,203	1,665	1,239	589	2,275	3,035	602	2,137	13,834	2,846	66	40,678
令和4年度	25.0	5.4	4.1	3.0	1.4	5.6	7.5	1.5	5.3	34.0	7.0	0.2	100.0

【参考】加害者が養護者に該当するか判明しない場合

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法第7条及び法第21条関係）

(1) 通報対象となる事案

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定しても、当該加害者が被害高齢者の養護者に当たるかどうかの判断については、警察では困難な場合もあり得る。このような事案については、**加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報すること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見、早期対応の観点から、市町村に通報すること**（例えば、同居していない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）

平成18年3月16日 警察庁生活安全局長／警察庁長官官房長／警察庁刑事局長 通達
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について」より抜粋

● 事実確認の状況

表 35 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち令和5 年度内に通 報・相談)	(うち令和4 年度以前に 通報・相談)	割合(%)
事実確認を行った事例	39,283	37,940	1,343	94.1
立入調査以外の方法により調査を行った	39,138	37,798	1,340	(93.8)
訪問調査を行った	25,147	24,192	955	[60.2]
関係者からの情報収集を行った	13,991	13,606	385	[33.5]
立入調査により調査を行った	145	142	3	(0.3)
警察が同行した	103	100	3	[0.2]
援助要請をしなかった	42	42	0	[0.1]
事実確認を行っていない事例	2,464	2,446	18	5.9
虐待ではなく事実確認不要と判断した	2,016	2,005	11	(4.8)
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	448	441	7	(1.1)
合 計	41,747	40,386	1,361	100.0

●立入調査について

「養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に**重大な危険が生じているおそれ**」が認められる場合に、市町村が強制力をもって行使する権限のひとつ。※高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、市町村長は、担当部署の職員や直営の地域包括支援センター職員に、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができるとされている（第11条）

- 本人の姿が長期にわたって確認できず、従来の受診歴やサービス利用歴から、本人の状態が危惧されるとき
- 過去に虐待歴や虐待対応の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に本人を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき
- 本人が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような状況下で本人を生活させたり、管理していると判断されるとき

●なぜ、支援困難事例ではなく、虐待と認定する必要があるのか？

高齢者虐待対応の目的は、虐待を解消し、高齢者が安心して生活を送るために環境を整えること。

その目的を実現するために、虐待を受けている高齢者の保護はもとより、必要な場合には、養護者も支援の対象として明確にするために、虐待と認定することが重要。

相談や通報を受け付けた事例が高齢者虐待に該当するかどうかを判断することは、高齢者や養護者を支援の対象として位置づけるためになされるもの。

また、高齢者虐待と認定することで、市町村権限の行使も含めた適切な対応を検討することが可能となる。

このとき、高齢者や養護者の虐待に対する自覚は問わない。

客観的に見て、高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待と認定して対応を行う必要がある。

● 事実確認の結果と、虐待認定の件数

表 38 事実確認の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	17,100	43.5
虐待ではないと判断した事例	15,798	40.2
虐待の判断に至らなかった事例	6,385	16.3
合計	39,283	100.0

表 39 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数（令和5年度内）

北海道	373	東京都	2,681	滋賀県	406	香川県	120
青森県	231	神奈川県	980	京都府	706	愛媛県	115
岩手県	191	新潟県	444	大阪府	1,617	高知県	133
宮城県	481	富山県	136	兵庫県	740	福岡県	512
秋田県	84	石川県	177	奈良県	147	佐賀県	33
山形県	167	福井県	117	和歌山県	214	長崎県	171
福島県	266	山梨県	92	鳥取県	51	熊本県	246
茨城県	243	長野県	283	島根県	79	大分県	138
栃木県	148	岐阜県	165	岡山県	268	宮崎県	120
群馬県	127	静岡県	379	広島県	423	鹿児島県	132
埼玉県	605	愛知県	1,037	山口県	116	沖縄県	183
千葉県	699	三重県	222	徳島県	102	合計	17,100

養護者による虐待の相談・通報件数、虐待判断件数と市町村における体制整備の相関関係

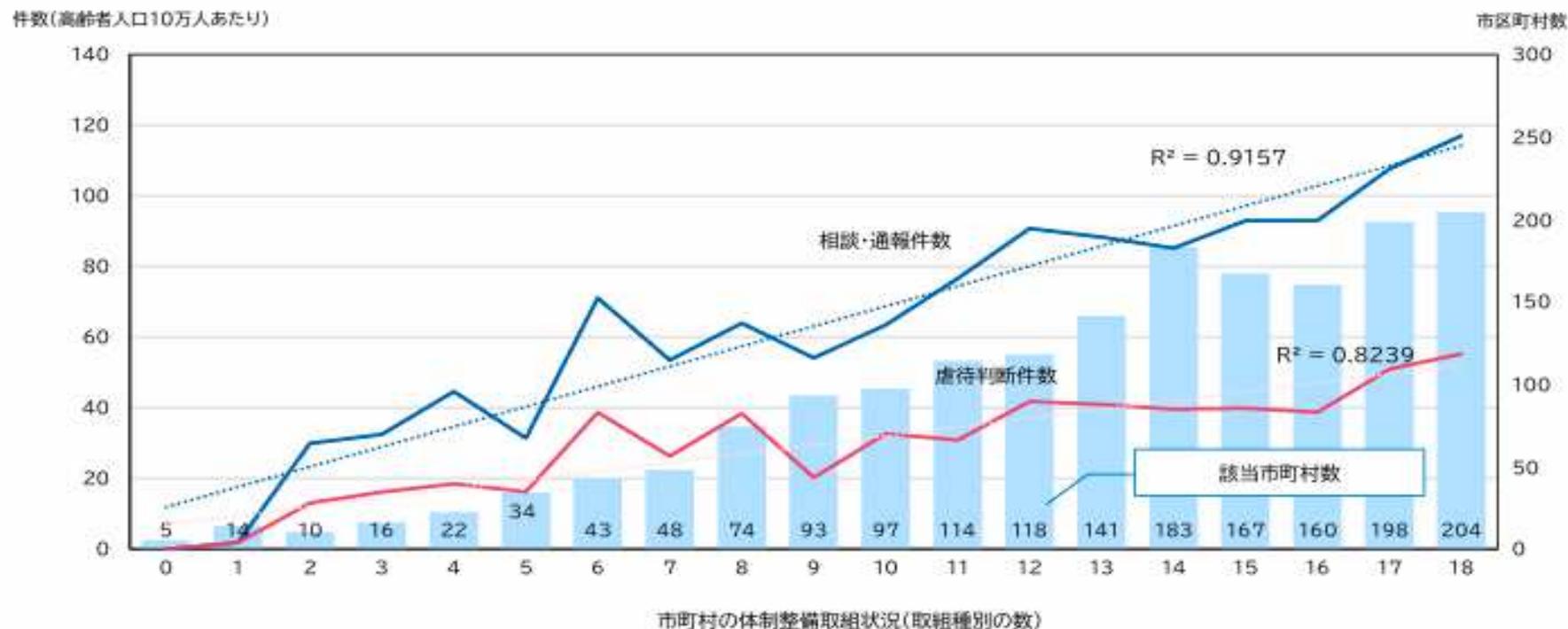
養護者

件数

○ 養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数と市町村における体制整備の取組状況の関係をみると、**取組項目が多い市町村ほど高齢者人口当たりの相談・通報件数及び虐待判断件数も多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口当たりの件数が少ない傾向であった。**

* 養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数と市町村・都道府県における体制整備の相関関係はみられていない。

養護者による虐待の相談・通報件数、虐待判断件数と市町村における体制整備の取組状況の関係



出典:令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料1,

【参考】市町村における体制整備等

表 66 市町村における体制整備等に関する状況

(上:741市町村、令和5年度末現在)

(上:市町村数、下:割合(%)

	実施済	未実施	RD4実施済	
広域・普及啓発	介護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部署の住民への周知(調査対象年度中)	1,495 85.9	246 14.1	1,473 84.6
	地域包括支援センター等の関係者へ高齢者虐待に関する研修(調査対象年度中)	1,239 71.2	502 28.8	1,157 66.5
	高齢者虐待について、講演会や町町広報誌等による、住民への啓発活動(調査対象年度中)	1,110 63.8	631 36.2	1,067 61.3
	居宅介護サービス事業者へ高齢者虐待防止法について周知(調査対象年度中)	1,199 68.9	542 31.1	1,129 64.8
	介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知(調査対象年度中)	1,052 60.4	689 39.6	992 57.0
	介護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	1,495 85.9	246 14.1	1,448 83.2
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,360 78.1	381 21.9	1,352 77.7
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	926 53.2	819 46.8	923 53.0
	行政機関、法律関係者、医療関係等からなる「高齢者専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	920 52.8	821 47.2	917 52.7
	成年後見制度の市町村長官立行政機関にできるような役割・役割内の体制強化	1,562 89.7	179 10.3	1,541 88.5
行政機関連携	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	1,260 72.4	481 27.6	1,176 67.5
	高齢者虐待防止法に定める警察官長に対する啓発活動等に関する警察官長等との協議	1,091 62.7	650 37.3	1,095 62.9
	老人福祉法の規定による取組を促すために必要な関係機関との調整	1,348 77.4	393 22.6	1,333 76.6
	高齢者虐待対応・介護者支援が円滑にできるよう生活相談者支援、DV窓口等の役割・役割内の体制強化	1,441 82.8	300 17.2	1,422 81.7
	高齢者虐待対応・介護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	1,013 58.2	728 41.8	987 56.7
	虐待を行った介護者に対する相談、指導または処置	1,606 92.2	135 7.8	1,579 90.7
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の確保を図るための早期発見の取組や相談等	1,579 90.7	162 9.3	1,566 89.9
	締結した虐待事案の事後検証	805 46.2	936 53.8	786 45.1
	介護施設施設長等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知(啓発)ポスター、リーフレット等の作成・配布	545 31.3	1,196 68.7	527 30.3
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス利用等の確認	424 24.4	1,317 75.6	406 23.3
介護施設施設長等による高齢者虐待対応	指導監督機関を有する施設・事業所への介護施設施設長等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	870 50.0	871 50.0	812 46.6
	指導監督機関を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのモニター養成研修等の開催	139 8.0	1,602 92.0	129 7.4
	指導監督機関を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)	766 44.0	975 56.0	663 38.1
	介護施設施設長等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	1,139 65.4	602 34.6	1,073 61.6
	介護施設・事業所の事後報告や苦情相談、苦情内容等の関係部署間での共有	1,424 81.8	317 18.2	1,392 80.0
	介護施設施設長等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門家から支援を受けられる体制	903 51.9	838 48.1	868 49.9

(参考) 実施状況について

広域・普及啓発	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センター等が発行する広報誌やパンフレット、ポスター、ガイドブック、ポケットティッシュなどに掲載(全戸)配布、ホームページへの掲載、ケーブルテレビ、各種研修会、住民向けの教室・法朗読会、民生委員会議など、地域の実情にに応じ、様々な方法で周知
	②関係者の研修 地域ケア会議、高齢者虐待防止研修会、事例検討会、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修、権利擁護研修、弁護士相談会など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、パネル展、児童や障害者を含む虐待防止キャンペーン、住民向けの教室・出席講座など、様々な方法で周知
	④居宅介護サービス事業者への法の周知 集団指導、権利擁護研修や出席講座等において周知、事業者連絡会との連携、研修動画の配信
	⑤介護保険施設への法の周知 集団指導、権利擁護研修や出席講座等において周知、事業者連絡会との連携、DVD-研修動画の配信
ネットワーク構築	⑥対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルや指針、フロー図等を作成・更新、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
	⑦「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア、警察、消防、企業等と連携したネットワークを構築、定時野合(名簿や関係者は市町村により様々)
	⑧「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、地域ケア会議等既存資源の活用
	⑨「関係機関専門機関介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、障害分野を含めた虐待防止連絡協議会、弁護士会・社会福祉士会と契約(高齢者虐待対応チーム)、権利擁護支援体制の構築等
	⑩成年後見制度の普及啓発のための体制強化 相談機能の強化、関係機関との連携、法律専門職を含めた調整会議の開催、成年後見制度利用促進事業の活用、要綱の見直し、マニュアルの作成、コーディネーターの配置、市民後見人の育成など
行政機関連携	⑪地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備 成年後見センターを開設し定時連絡会を開催、必要時に連携して対応、広域圏域での設置に向け検討
	⑫警察官長等との協議 虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議、事後対応の経過について情報共有するための打合せを定期的に開催など
	⑬居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、委託契約、協力量議、担当者会議を開催、緊急ショート・シェルター事業の活用
	⑭生活困窮者支援、DV 担当課等の役割・役割内の体制強化 DV、障がい者虐待、児童虐待担当課及び生活支援担当課と連携し、虐待対応につき情報共有を行う体制を構築、差別的支援体制整備事業の活用による連携強化
	⑮保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化 権利擁護推進協議会など関係機関等と調整・連携するための会議開催、事例を通じた協力関係の構築
居宅支援	⑯虐待者(養護者)に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員、その他関係機関・専門職と連携・協力を得て実施。差別的支援体制整備事業と連携し指導課題として対応
	⑰居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等 早期発見見守りチェックリスト、民生委員等による個別訪問、生活支援体制整備事業や介護予防把握事業の活用による早期発見、セルフチェック、サービス担当者に対する定期訪問とサービス導入支援
	⑱締結した虐待事案の事後検証 虐待対応評価会議、ケア会議、認知症初期集中支援チーム会議等で対応や検証後の検証を実施、総合相談の中でその後の状況を検証し必要に応じてフォロー、ケアマネジャーと評価会議を実施、自治体内包括で毎月権利擁護業務会議を開催し、必要に応じて事例検討を実施

●虐待の発生状況 被虐待者①

表 41 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,362	3,393	6,680	66	2,773
割合(%)	65.1	19.4	38.3	0.4	15.9

(注)被虐待高齢者の総数17,455人に対する集計(表42~45も同様)。ただし、1人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合には、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数17,455人と一致しない。

表 43 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
4,266 (24.4%)	13,189 (75.6%)	0 (0.0%)	17,455 (100.0%)

表 44 被虐待高齢者の年齢

	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,072	2,243	3,357	4,478	3,783	2,511	11	17,455
割合(%)	6.1	12.9	19.2	25.7	21.7	14.4	0.1	100.0

●虐待の発生状況 虐待者

表 53 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	4,178	1,386	7,100	3,459	414	192	411	489	700	6	18,335
割合(%)	22.8	7.6	38.7	18.9	2.3	1.0	2.2	2.7	3.8	0.0	100.0

表 54 虐待者の年齢

	40歳 未満	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人数	1,048	2,455	4,979	1,768	1,197	1,443	1,567	1,708	945	277	948	18,335
割合(%)	5.7	13.4	27.2	9.6	6.5	7.9	8.5	9.3	5.2	1.5	5.2	100.0

表 51 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者のみと 同居	虐待者及び 他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	9,270	5,748	2,229	194	14	17,455
割合(%)	53.1	32.9	12.8	1.1	0.1	100.0

● 分離の有無

表 55 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合(%)
虐待者から分離を行った事例	4,837	20.0
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	12,659	52.4
現在対応について検討・調整中の事例	412	1.7
虐待判断時点で既に分離状態の事例	3,764	15.6
その他	2,484	10.3
合計	24,156	100.0

(注)虐待への対応には、令和4年度以前に虐待と判断して令和5年度に対応した6,701人を含むため、合計人数は令和5年度の虐待判断事例における被虐待高齢者17,455人と一致しない。

表 56 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	1,629	33.7
やむを得ない事由等による措置 うち、面会の制限を行った事例	751 (524)	15.5 (69.8)
緊急一時保護	529	10.9
医療機関への一時入院	806	16.7
上記以外の住まい・施設等の利用	646	13.4
虐待者を高齢者から分離(転居等)	257	5.3
その他	219	4.5
合計	4,837	100.0

● 「やむを得ない事由による措置」について

市町村は、虐待の防止及び当該高齢者の保護を図る必要があると判断した場合、適切にやむを得ない事由による措置を実施する必要がある。

- ① 「生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある」場合、高齢者の判断能力の有無にかかわらず、「やむを得ない措置」をとることも可能。
- ② 高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用できない場合。
- ③ 経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合。
- ④ 高齢者が自ら助けを求められない場合。（または、求めようとしない場合）
- ⑤ 面会制限の適用が必要な場合。

● やむを得ない事由とは

- ①事業者と「契約」をし、介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいこと。
- ②養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合。
または、65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らして養護の負担軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるもの。

● やむを得ない事由による措置のサービス種類

- ・ 訪問介護 ・ 通所介護 ・ 短期入所生活介護 ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

●ポイント 市町村が法の求めている権限を行使せず、適切な対応を行わなかった場合の法的責任

市町村が適切な権限を行使せず、高齢者虐待の対応を放置した場合のように、虐待対応をすべき作為義務があるのにその権限を行使せず、その結果、高齢者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村は「国家賠償法第1条第1項に基づき、損害賠償の責任を負う可能性がある。

ここで大切なことは、具体的な虐待対応をしないことは違法であるという認識。コアメンバー会議や虐待対応ケース会議などで、具体的な場面において市町村として何をなすべきかという点を見極めることが必要。

● 連携と5つの組織の壁

連携とは、互いに連絡をとり協力して物事を行うこと (広辞苑より)

①相互の方針のずれ

⇒相手部門と方針や関心がずれていること。

②相手部門の能力・人手不足

⇒期待する能力が相手部門になかったり、あったとしても忙しくて余裕がないこと。

③自己の連携構築力不足

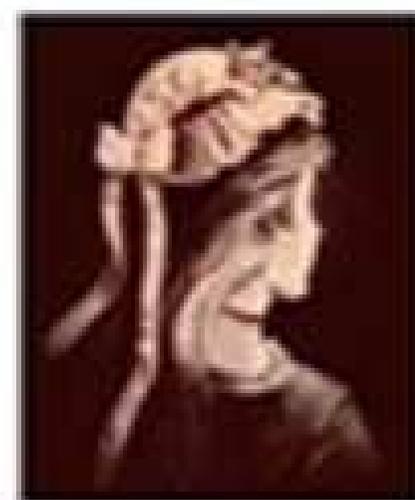
⇒自分自身のこと、連携をマネジメントする能力が足りないこと。

④部門重視の制度

⇒評価制度等の各種制度が部分最適を助長するものになってしまっていること。

⑤心理的なわだかまり

⇒感情面のこと。



富士ゼロックス総合教育研究所 人材開発白書

富士ゼロックス総合教育研究所 研究室長

首都大学東京大学院ビジネススクール非常勤講師 坂本雅明

●同居し、養護する娘ではなく、同居はしているが養護はしていない孫（娘の子）による虐待は、「養護者による高齢者虐待」ととらえることができるか？

養護者でない同居人の虐待行為そのものは「養護者による高齢者虐待」とはいえない。（第2条第4項）

しかし、養護者が、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待を止めることなく放置した場合には、虐待を放置した養護者の行為は「養護を著しく怠ること」に当たる。（第4条第1号ロ）。

したがって、このような場合には「養護者による虐待」として高齢者虐待防止法による対応を行っていく。

●あざや外傷が残っていない場合、身体的虐待と認定できるか？

高齢者によっては、内出血ができやすかったり、時間の経過によってあざの場所が移動することも考えられる。

そのため、あざや外傷が残っていない場合や、養護者が否定する場合でも、高齢者や周囲からの聞き取りで話を突き合わせて事実確認を正確に行い、虐待に該当するかどうかを判断する必要がある。



●同居していない親族や、知人による経済的虐待への対応はどのように行ったら良いか？

高齢者虐待防止法では、経済的虐待の主体を「養護者又は高齢者の親族」と規定している。（第2条第4項第2号）

したがって、同居の有無に関わらず、高齢者の親族が経済的虐待をしていれば、本法の適用がある。

また、同居していない知人であっても、養護者と言える場合もある。

これに対し、養護者と評価されない知人が経済的虐待をしている場合は、本法の適用はない。

この場合、事例によっては刑法の詐欺罪、窃盗罪、民法上は不当利益の返還請求や不法行為による損害賠償請求をすることも考えられる。

併せて、成年後見制度の申立てが必要となるケースも多い。

● 養護者や家族が「本人のため」と言って、リハビリや介護を行い、その結果本人にケガを負わせたり、精神的苦痛を与えている場合は、虐待に該当するか？

養護者や家族が「本人の健康のため」と言って、専門的知識に基づかないリハビリを行った結果、高齢者に外傷や精神的苦痛を与えたり、「本人は何もできないから」と決めつけて全介助をし、高齢者が精神的苦痛を感じている場合には、虐待と認定することができる。

(ケガを負わせれば身体的虐待、精神的苦痛を与えれば心理的虐待に該当)

養護者や家族に、高齢者の心身の状態や医療、介護に関する知識がなかったり偏っている場合、虐待を解消するために養護者や家族に対して必要な知識をもってもらえるような支援が求められる。

また、「養護者は一生懸命介護しているから」という理由で虐待ではないと捉えてしまうなど、虐待従事者側の判断で高齢者の権利を侵害することのないよう、正確で事実に基づいた判断を行うことが重要。

● 高齢者本人が必要な医療や介護保険サービスを拒否したり、自ら不衛生な住環境で生活している場合（セルフネグレクト）どのように対応すれば良いか？

高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、周りに対して援助を求めず、客観的に見て本人の人権が侵害されている事例があり、これをセルフネグレクト（自己放任）という。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法に定める虐待の5類型のいずれにも該当しない。客観的に見て、支援が必要なセルフネグレクトの状態として、①判断能力が低下している場合、②本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などが考えられる。

基本的には自己決定権が尊重されるべきではあるが、高齢者本人との信頼関係を構築する過程で、本人に働きかけていくことが必要となる。

● 人格尊重義務違反

○介護保険法に規定する全施設・サービス事業所において「人格尊重義務違反」（高齢者虐待防止法に基づき市町村が虐待の有無の判断を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合）が認められた場合には、**介護保険法による行政処分として「指定の取消又は、指定の全部若しくは一部の効力停止」の対象**となる。

○介護老人福祉施設の例

・介護保険法 第88条 第6項

指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の**人格を尊重**するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

・介護保険法 第91条の2

第1項 都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者にたいし、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを**勧告することができる**。

第1号 (略)

第2号 第88条第2項に規定する**指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準**に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない場合 当該指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすること。

第3号 (略)

行政指導

・介護保険法 第91条の2 第3項

都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその**勧告に係る措置をとらなかつたときは**、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる**。

・介護保険法 第92条

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護老人福祉施設に係る第48条第1項第1号の**指定を取り消し**、又は期間を定めてその**指定の全部若しくは一部の効力を停止**することができる。

第1項第4号 指定介護老人福祉施設の開設者が、**第88条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき** (略)

第1項第10号 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で**政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分**に違反したとき。

行政処分
(改善命令以上)

● とあるグループホームにて

グループホームAは、季節感を大切にしており、四季折々を感じていただけるような催し物を職員が企画して提供している。

12月は、クリスマス会を企画し、サンタの衣装やトナカイの衣装を準備し、利用者に着用してもらった。

職員のBさんは、トナカイの角を模したカチューシャと、真っ赤な鼻を模したお面を手に取り、利用者Cさんに対して「よかったら付けてみませんか？」と声をかけ角と鼻を付けた。

Cさんはビックリして、角と鼻を取り除こうとしたが、職員のBさんはその手を抑えて、「とっても似合っていますよ。皆さん、Cさんがトナカイになりましたよ。」と言うと、当日のカメラ係である職員が、その様子を写真に収め、後日グループホームの広報紙へと掲載した。この広報誌を見たCさんの家族より、グループホームに抗議を行った。

グループホームの施設長は、「コンプライアンス違反であり、職員を指導する。」と謝罪したが家族よりCさんの手を抑えている写真を示し、「これは施設による虐待ではないか？」として市に通報を行った。

その後、当該市は「介護保険法の人格尊重義務違反」と認定し、3ヶ月の新規受け入れの停止の行政処分を受けることになった。

令和5年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要

従事者

養護者

件数

件数

- 平成19年度より毎年度、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、全国の市町村・都道府県で発生した高齢者に対する虐待への対応状況に関する調査を実施している。
- 本調査結果によると、
 - ・「**養介護施設従事者等**（※1）による虐待」は、**相談・通報件数が3,441件（対前年度比646件増）、虐待判断件数が1,123件（同比267件増）**であり、いずれも過去最多で3年連続増加。
 - ・「**養護者**（※2）による虐待」は、**相談・通報件数が40,386件（同比2,095件増）、虐待判断件数が17,100件（同比431件増）**であり、相談・通報件数は過去最多で11年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向となっている。

※1 介護サービスの業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
相談・通報者	当該施設職員（28.7%）、当該施設管理者等（16.7%）、家族・親族（15.2%）	警察（34.3%）、介護支援専門相談員（24.8%）、家族・親族（7.5%）
虐待の種別	身体的虐待（51.3%）、心理的虐待（24.3%）、介護等放棄（22.3%）、経済的虐待（18.2%）、性的虐待（2.7%）	身体的虐待（65.1%）、心理的虐待（38.3%）、介護等放棄（19.4%）、経済的虐待（15.9%）、性的虐待（0.4%）
虐待の発生要因	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 77.2% 職員のストレス・感情コントロール 67.9% 職員の倫理観・理念の欠如 66.8%	被虐待者の認知症の症状（56.6%）、虐待者側の介護疲れ・介護ストレス（54.8%）、虐待者側の理解力の不足や低下（47.7%）
虐待等による死亡事例	5件（5人）	27件（27人）
その他	（主な施設・事業所種別） 特別養護老人ホーム（31.3%）、有料老人ホーム（28.0%） 認知症対応型共同生活介護（13.9%）	（主な虐待者の続柄） 息子（38.7%）、夫（22.8%）、娘（18.9%）

出典:令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果、資料1及び資料2

●有料老人ホームの場合

○虐待は「**不当な行為**」「**利益を害する行為**」に該当し、それらの行為が認められた場合には、老人福祉法による行政処分の対象となる。

○老人福祉法 第2条(基本的理念)

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として**敬愛される**とともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

行政処分

・老人福祉法 第29条 第15項

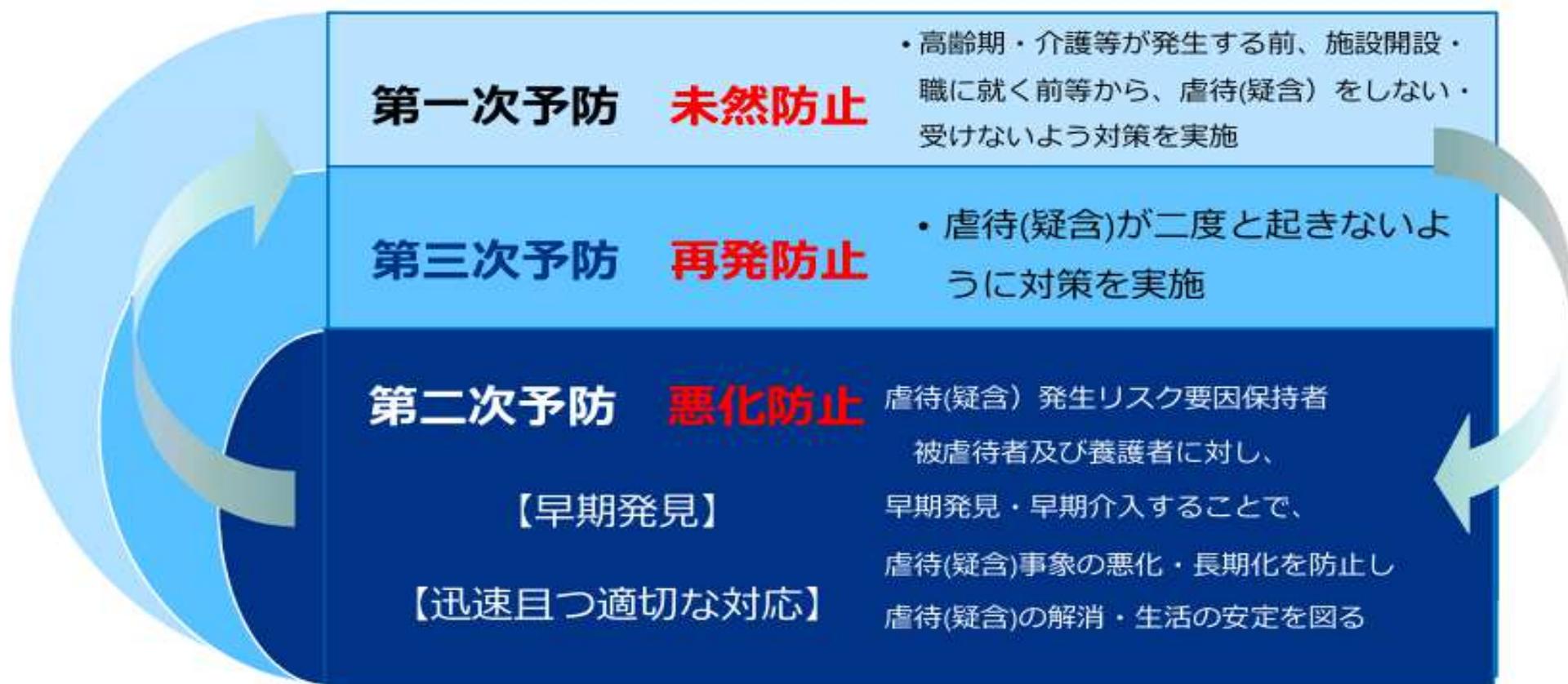
都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項まで第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、**入居者の処遇に関し不当な行為**をし、又はその運営に関し**入居者の利益を害する行為**をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、**その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。**

・老人福祉法 第29条 第16項

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、**当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。**

権利擁護としての高齢者虐待対応

権利擁護としての虐待対応は、虐待が疑われる状態(不適切ケア)、あるいは既に虐待を受けている高齢者及びその世帯に早期に関わることで虐待(疑念)を発見し、迅速かつ適切な対応を行うことで、虐待(疑念)の悪化・長期化を防ぎ、二度と虐待(疑念)を起こさないよう、虐待(疑念)の再発防止・未然防止策につなげていくことである。



主な参考資料・参考文献

- ・中央法規出版「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」2023.1.15第2版
- ・厚生労働省 Press Release 令和5年度「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果
令和6年12月27日
- ・厚生労働省 令和5年度「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 資料1 資料2